

特 記 仕 様 書

第1章 総則

本特記仕様書は、令和8年度量水器取替業務 に適用する。

第2章 実施条件

第1節

水道メーター取替個数

水道メーター及び付属品を広島県水道広域連合企業団世羅事務所より支給する。

乾式水道メーター口径 13mm	220 個	電子水道メーター口径 13mm	1 個	遠隔式水道メーター口径 20mm	5 個
乾式水道メーター口径 20mm	192 個	電子水道メーター口径 40mm	1 個		
乾式水道メーター口径 30mm	1 個	電子水道メーター口径 50mm	4 個		
乾式水道メーター口径 40mm	6 個	電子水道メーター口径 75mm	1 個		
乾式水道メーター口径 50mm	1 個				

計 432 個

第2節

引渡し場所

水道メーター及び付属品をつぎの場所で引き渡す。

世羅町大字東神崎351番地 広島県水道広域連合企業団世羅事務所

第3節

引渡し時期

着工日に引き渡す。

※詳細な施工位置図については、着手前打合せ時に提供する。(作業終了後返還すること)

第4節

業務期間

契約日の翌日から令和9年3月5日(金)。検針準備期間(偶数月の20日頃)から検針期間中(奇数月の15日頃)までは、現地作業を中止すること。詳細は別途指示する。

なお、業務期間の最終日から14日前の令和9年2月19日(金)までに現地作業を完了すること。

第5節

取替業務等

- 1 着手前日までに、取替場所の確認を兼ねて、水道メーター取替予告通知文書(監督員が準備)を使用者へ配布する。
- 2 着手前写真を撮影する。(引き上げ時メーター指示数が明確に読み取れる写真)
- 3 旧水道メーターのメーター番号及び引き上げ時指示数を指定の用紙に記入する。
- 4 水道メーターを取り替える。
- 5 新水道メーターの番号及び取り付け時指示数及び検査満了(年/月)を指定の用紙に記入する。
- 6 取り付けた水道メーターの向きと止水栓の開栓及び漏水の有無を確認する。袋ナット部からの漏水見落とし防止のため、通水後しばらく状況確認する。
- 7 取替完了写真を撮影する。
- 8 止水栓事故などにより取替不能の場合は、その都度協議するものとする。
- 9 水道メーター及びハッキンは世羅町から支給する。
- 10 取替票は検針準備に必要であるため、業務期間の毎週金曜日に世羅事務所へ提出すること。

第6節

取替完了後

- 1 取外しメーターの搬入日時について、事前に調査員と協議したうえ、引渡し場所と同じ場所に搬入すること。
- 2 取外しメーター搬入時に、調査員の立会により前節第3項の指定用紙の記載内容と取外しメーターを確認する。
- 3 搬入物は取外しメーターと指定用紙(量水器(水道メーター)取替のお知らせ)の世羅事務所控え分とする。

第7節

注意事項

- 1 必ず着手前日までに「水道メーター取替に伴う断水のお知らせ」を配布し、事前に使用者へ実施内容を周知すること。
- 2 取替日程調整は、受注者が直接水道使用者と交渉すること。
- 3 着手前に事前調査を行い十分に状況把握をし、事前に相手方へ説明をし苦情が起きないように注意すること。
- 4 作業時間は平日(月曜から金曜)の午前8時から午後5時までとし、この時間以外で作業する場合は事前に書面で作業内容及び作業時間を監督員に報告すること。
- 5 水道メーター止水栓の不良等が原因で止水が不能場合は調査員に連絡すること。
- 6 水道メーターの逆取付けなどをしないようにすること。万一、水道メーターを逆取付けした場合は、ただちに受注者が責任をもって取付直すこと。
- 7 実施中、受注者の過失により給水装置を破損した場合は、ただちに受注者が責任をもって修繕すること。
- 8 水道メーター取付後、止水栓の開栓を忘れないこと。
- 9 水道メーター番号は指定しているので取付間違えないよう十分注意すること。
- 10 その他不明な点は調査員と協議すること。

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、調査員の指示を受けること。